

権利譲渡書

平成 年 月 日

国立大学法人電気通信大学 御中

著作者目録記載の著作者全員（以下「著作者全員」という）は、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という）著作権取扱規程に基づき、下記の職務関連著作物（以下「本著作物」という）につき、以下の条項に定めるとおり、その著作権を譲渡する。

記

著作物の種類：コンピュータプログラム・データベース

著作物名：

著作者名及び権利持分：著作者目録のとおり

著作権管理番号：

- 1 著作者全員は、大学に対して、本著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条および第28条の権利も含む）を譲渡する。
- 2 著作者全員は、本著作物に関する全ての著作者人格権を、大学及び第三者に対して行使しないものとする。
- 3 著作者全員は、大学に対し、以下の各号のことを保証する。
 - (1) 著作者全員の知る限り、著作者全員の他に、本著作物の著作者がいないこと
 - (2) 本契約締結後に、著作者全員以外の者で本著作物について自己に権利があることを主張する者が現れた場合、その者が本著作物について権利を有しているか否か及び有している場合にその権利持分割合がどれほどか等における最終的な判断については、大学に一任すること
 - (3) 著作者目録に記載した本著作物の権利持分について争いが生じたときは、大学にその権利持分について異議を唱えず、著作者全員の内部において争いを解決すること
 - (4) 本著作物が著作権・ノウハウ・技術上の秘密・企業秘密等の第三者の権利を侵害するものではないこと
- 4 著作者全員は、本著作物がオープンソース・ソフトウェアである場合、本著作物の著作権者となる大学が本著作物のオープンソース・ソフトウェアのライセンス条件を変更することができることを確認する。

- 5 大学が本著作物の譲渡、利用許諾及び使用許諾等により、第三者から収入を得た場合、大学の著作権取扱規程及び同規程により適用されるその他の規程・要領等に基づき、著作者全員の各自にそれぞれの持分に応じて補償金が支払われるが、著作者全員の各自が住所、連絡先又は所属等の変更を届け出ない等の大学の責めによらない理由により、大学から著作者全員の各自に連絡がとれなくなった場合、補償金の支払が遅滞したとしても、大学はその遅滞の責めを負わないことに、著作者全員はあらかじめ同意する。
- 6 著作者全員は、大学から要請があった場合には、本著作物の複製物を大学に提出するものとする。また、大学から要請があった場合には、大学による第三者への本著作物の譲渡、利用許諾及び使用許諾等が円滑に行われるように協力をするものとする。
- 7 著作者全員は、大学の著作権取扱規程及び同規程により適用されるその他の規程・要領等に基づき、大学に所属している場合または大学を退職した後も個人的にもしくは大学等の非営利機関において、本著作物を研究及び教育のため利用することができるが、本著作物のライセンス契約等で、別段の定めが置かれた場合は、それに従う結果、前記利用が制限されうることに、あらかじめ同意する。

著作者 住所： _____

氏名： ○○ ○○ _____ 印

著作者 住所： _____

氏名： ○○ ○○ _____ 印

著作者 住所： _____

氏名： ○○ ○○ _____ 印

著作者目録

※ 著作者の権利持分は合計が 100%になるようにご記入ください。

氏名： _____ 持分： _____

氏名： _____ 持分： _____

氏名： _____ 持分： _____

以下余白